様式62-2（第5条関係）

浜松市長　　公印

軽自動車税納税通知書　口座振替用

		納期	
納税義務者			
年度		年度	
振替対象台数		合計納税額	
金融機関名			
支店名		口座種別	
口座番号		口座名義人	
納期限		振替日	

通知書番号	車両番号（標識番号）	車種
備考		

１．賦課の根拠
この税金は、地方税法第443条及び第449条並びに浜松市税条例第81条及び第84条の規定により賦課されます。
２．延滞金
納期限までに税金を完納されない時は、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。
（1）納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間・・・年7.3パーセント
各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合）
（2）納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間・・・年14.6パーセント
各年の延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合
３．教示
この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に浜松市を被告として（浜松市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
4．減免
次のような場合、軽自動車税は納期限前7日までに申請すると減免される場合があります。
（1）公益のため直接専用する軽自動車など
（2）障がい者が所有する軽自動車など、又は生活をともにする親族が18歳未満の障がい者などのために所有する軽自動車など
（3）障がい者などの専用の構造車両など
※障がいの内容や等級により対象者や該当条件が異なります。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。